

# 各務原市職員採用試験の成績の開示要綱

(平成26年8月18日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、各務原市職員採用試験（以下「試験」という。）の成績の開示（以下「開示」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示の請求者)

第2条 開示を請求することができる者は、当該開示に係る試験の不合格者とする。

(開示の期間)

第3条 開示の期間は、当該開示に係る試験の合格発表の日から1月間とする。

(開示の請求)

第4条 開示を請求しようとする者（以下「請求者」という。）は、各務原市職員採用試験成績開示請求書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて請求しなければならない。

(1) 当該開示に係る試験の受験票

(2) 学生証、運転免許証その他の身分証明書

2 前項の規定による請求は、請求者本人が人事担当課の窓口に出向いて行わなければならない。

(開示の内容)

第5条 開示の内容は、最終次試験を除く試験の総合得点とし、適性検査結果については開示しない。

(開示の方法)

第6条 開示の方法は、第4条の規定による請求をした日に、人事担当課の窓口において口頭により行うものとする。

2 開示は、請求者本人であることの確認ができた場合に限り、実施する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、開示に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

別記様式（第4条関係）

各務原市職員採用試験成績開示請求書

各務原市長 宛

職員採用試験の成績の開示を請求します。

開示請求日	年 月 日
受験番号	
試験区分	
開示請求者氏名 (自署)	